

市民のみなさまへ

## 岡山市環境影響評価条例（素案）への ご意見募集（パブリックコメント）の結果について

### 1. 意見募集の概要

#### （1）意見募集期間

平成 29 年 9 月 21 日（木曜日）から平成 29 年 10 月 20 日（金曜日）まで（午後 5 時 15 分必着）

#### （2）閲覧場所

- ・環境保全課（市役所分庁舎 6 階）
- ・情報公開室（市役所本庁舎 2 階）
- ・各区役所（総務・地域振興課）、各支所（総務民生課）、各地域センター

#### （3）意見提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参

#### （4）意見提出先

岡山市環境局環境保全課

### 2. 意見募集の結果

#### （1）意見提出状況\*

意見提出者数 7 名

意見件数 21 件

※同一の意見提出者から複数項目にわたるご意見を頂いている場合があるため、意見提出者数と意見件数は一致していません。

#### （2）意見の内訳

1. 対象事業について	2 件
2. 公告及び縦覧について	2 件
3. 説明会について	4 件
4. 意見書の提出について	1 件
5. 法との関係について	1 件
6. 環境影響評価の項目について	2 件
7. 条例制定スケジュールについて	2 件
8. その他	7 件

### 3. 意見の概要と本市の考え方

番号	意見の区分	意見の概要	本市の考え方
1.	対象事業について	<p>太陽光発電所を対象事業とし、計画の段階で地元説明と隣接地域の理解を得ることを条件として欲しい。</p> <p>また、恣意的に特定の事業を対象事業から外すという考え方ではなく、一定の環境影響が考えられる開発に関しては、くまなく環境影響評価を義務付けられるように、対象事業の要件を決定してもらいたい。</p> <p>法及び他市の条例では、環境影響評価を求める事業の要件を判定するために、規模等に応じて第1種事業、第2種事業という区分を設けている事例があるが、岡山市条例ではそのような制度がない。これが、対象事業の決定に関して厳しく対応するという事であれば良いが、対象事業を限定するためであれば、いかがかと思う。環境影響が予測される事業について、なるべく広く対象とできる制度にしてほしい。</p>	<p>対象事業の要件につきましては、対象事業を限定しない手法では手続の要否の基準が曖昧となるおそれがあります。対象事業は一定の環境影響が見込まれる事業種を選定しており、事業の詳細区分等や規模要件につきましては施行規則にて適切な範囲で規定していく予定です。</p>
2.	公告及び縦覧について	<p>第13条の対象地域は事業者の考えで設定できるのか。</p> <p>配慮書→方法書→準備書等の段階が上がるにつれて対象地域が広域になっているが、初期段階から広域にしてはどうか。</p>	<p>第13条に規定する「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」については、事業の内容（種類や規模等）や、周囲の風況といった周辺環境によって決まるものであるため、事業者が恣意的に設定できるものではありません。</p> <p>「環境影響を受ける範囲」については、事業計画の熟度が上がるにつれて変化するものであり、各手続段階が進むにつれて必ずしも広域になるとは限りません。</p>

3.	説明会について	事業の計画段階で地元説明と隣接する地域の理解を得ることを条件に入れて欲しい。	現状では、計画段階での説明会の開催を義務付けることは事業者への過度な負担となると考えており、岡山市環境影響評価条例（素案）上は計画段階での説明会は義務付けておりません。
		大規模開発が計画された段階で、地域住民は元より、近隣で暮らす市民に広く周知されるような条例になることを強く望む。	
		第14条の説明会は事業者の考えで設定できるのか。	説明会の開催日時や場所等については、事業の場所や参加者の参集の便等を考慮して事業者が決定することとなります。
		第14条第2項の公告の時期は、1週間前では短いのではないかと。また、公告の方法は、本当に対象地域に周知できるものなのか。	法及び多くの他政令市の条例においても、1週間前となっており、標準的な期間設定と考えております。公告の方法につきましては施行規則にて定めることとなります。現在、当該施行規則について検討を進めておりますので、頂きましたご意見を参考にさせていただきます。
4.	意見書の提出について	他政令市の条例の中には、市民からの意見聴取期間を45日間取るものなど、今回の条例案より市民意見公募に長い期間を設けているものもある。期間の問題だけではないが、より多く意見が集まるような制度にしてみたい。	岡山市環境影響評価条例（素案）では市民からの意見聴取期間を、縦覧期間（30日）+2週間としており、他都市と同程度の期間を確保できていると考えております。
5.	法との関係について	（法との関係）第54条において、「この条例の全部又は一部を免除することができる」とあるが、「全部又は一部の実施を勧告することができる」と積極的な方向に書き改めてはどうか。	頂きましたご意見を参考にさせていただきます。
6.	環境影響評価の項目について	現在大規模な林地開発を伴うソーラーパネル設置工事に関する調整が進行中と聞く。昨今の日本各地での水害報道を見るにしても、河川沿線での大規模開発が、開発地周辺及び下流域への災害リスクを高めるのではないかと	環境影響評価の項目については、技術指針にて定めることとなります。現在、当該技術指針について検討を進めておりますので、頂きましたご意見を参考にさせていただきます。

		非常に心配をしている。現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資する環境影響評価として、大規模な林地開発等ともなう関係河川での災害リスクに関する影響評価も項目として盛り込むべきではないかと考える。	
		条例において、物理的、科学的な環境への配慮だけでなく、地域住民の視点での心理的な環境配慮にも言及して欲しい。景観が悪化するのも広義の環境を損なうものの一つであり、「手つかずの自然を守りたい」という意見が尊重されるものにして欲しい。環境を壊すのは簡単だが、元に戻すには長い年月が必要であり困難を極める。	具体的な環境への配慮事項等は技術指針にて定めることとなります。現在、当該技術指針について検討を進めておりますので、頂きましたご意見を参考にさせていただきます。なお、景観につきましては、環境影響評価の一般的な評価項目の一つとなっております。
7.	条例制定スケジュールについて	条例案の上呈時期はいつか。	平成 30 年 2 月議会を予定しております。
		条例をなるべく早く施行して欲しい。	できるだけ早い条例施行に努めてまいります。
8.	その他	メガソーラーは林地開発を伴う事例が多いことも考慮し、森林法第 10 条の 2 の規定に基づく民有林における開発行為の許可権限を、「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」の規定に基づき、知事から市長へと委譲を受けても良いのではないかと。なお、新見市は委譲を受けている。	貴重なご意見をありがとうございます。しかしながら、岡山市環境影響評価条例（素案）の内容とは別個の課題となりますので、本件については是非についてはお答えいたしかねます。
		事業者負担が大きくなると思うが、軽減措置はあるのか。	ご指摘の通り、配慮書等の導入によってある程度事業者負担は大きくなるかと思いますが、より環境に配慮した事業活動を促すためにも必要な制度と考えております。

		<p>環境を損なう場合、どんな開発も不可能となると、地域発展を妨げてしまう。地域住民の暮らしが今よりも豊かで快適になり、地域住民に広く恩恵が及び、住民の多くが納得できるような開発であれば、環境に適切に配慮しつつ開発が行えるような条例になればと思う。条例が自然や地域住民の暮らしを守る一助になることを願っている。</p>	<p>関係機関等に広く意見を聴きながら、開発と環境配慮のバランスのとれた制度となるよう、努めてまいります。</p>
		<p>岡山市環境保全条例には、一定規模の事業に対して環境配慮事項の届出を義務付ける制度があり、事業者自主的な環境配慮を求めている。この制度と、今回の条例は、規模要件は違うだろうが、対象事業や求める配慮事項が重なると思われる。</p> <p>計画段階での環境配慮で、環境保全条例の届出を運用する予定なのか。</p> <p>きめ細かな自然環境配慮を求める環境保全条例の制度の良い点を活かしながら、事業者にとっても合理的な制度とするために、環境保全条例と今回の条例の運用がスムーズにいくようにしてほしい。</p>	<p>岡山市環境影響評価条例(素案)で定める配慮書の手続については、岡山市環境影響評価条例(素案)の規定に基づいて実施することになるため、岡山市環境保全条例の届出を流用することはありません。</p> <p>岡山市環境影響評価条例の制定にあたっては、岡山市環境保全条例との整合性が図れるよう努めてまいります。</p>
		<p>岡山市は、岡山市環境保全条例の環境配慮事項の届出制度とあわせて、岡山市環境配慮情報システムにより、自然環境の情報を提供しているが、環境影響評価条例の運用では、このような環境情報の蓄積や更新がより重要になってくる。専門的な知見からの情報の蓄積、更新を行い、このシステムも活用されるようにしてほしい。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>

		<p>広島市では、一步進んで、政策決定や計画段階でのアセスメント「多元的環境アセスメント」の導入を目指しているようだが、岡山市では今後そのような制度を目指す予定があるか。</p> <p>市民が知らないうちに、大規模な環境改変を伴う開発が勃発し、市民が意見を表明する機会が無くて、不満と不安が蓄積する事例が後を絶たない。なるべく、早い段階から、社会的合意形成、自然的な環境配慮についてオープンにして協議できる制度にしてもらいたい。</p> <p>すぐにとというのは困難だろうが段階的に積み上げていてもらいたい。</p>	<p>ご質問にある「多元的環境アセスメント」とは、事業の計画段階から環境配慮を実施していくものだと考えますが、岡山市環境影響評価条例（素案）では、「第3章配慮書」において、事業の計画段階から環境保全のために配慮すべき事項について検討することを義務付けております。</p>
		<p>県や他の市とどこが違うのか、何を指すかなどが読んだだけではわからない。環境影響評価制度は、万能ではないが、事前予測を行い公表されること、事業の調整を行う場ができること、市民意見を提出できることなど大切な制度だと思う。だからこそ、この制度の必要性を市と市民で共有するような取り組みを進めてもらいたい。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>